

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 7 月 26 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

株式会社丸善守山店 守山市古高町字福田 39 番地ほか 19 筆

### 2 意見の概要

#### (1) 守山市からの意見

ア 守山市の生活環境を保全する条例に基づく特定工場に該当する場合は特定工場設置届出を行うこと。

イ 変更後も引き続き、守山市の生活環境を保全する条例をはじめとする環境関係法令等（特に早朝および深夜時間帯の騒音等）を遵守し、周辺地域の良好な生活環境の保持に努めること。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

#### (2) 縦覧期間 平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 8 月 26 日まで